

深川市農業委員会総会議事録  
( 第 9 回 )

令和4年12月23日

開 会 1 5 時 3 0 分

閉 会 1 6 時 0 6 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁		○
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英		○
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳		○
27	清水正勝	○	

## 第9回深川市農業委員会総会議事録

- |        |                           |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和4年12月23日（金）15時30分       |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室                   |
| 3 出席委員 | 栗野 良寛委員 外23名              |
| 4 説明員  | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・成田主事補 |
| 5 書記   | 藤野係長                      |

宮谷局長

開会宣言（15時30分）

只今から、令和4年度第9回深川市農業委員会総会を開催します。本日、板垣委員、大森委員、塩尻委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

お疲れ様です。11月29日から12月2日まで農業者年金加入推進セミナーと全国農業委員会会長代表者集会に局長と参加してきました。その際、空知管内選出国會議員と懇談をして、空知連合会としての思いを伝えたところです。その後、北海道農業会議としても要請活動を行ってきましたが、なかなか水田活用の話も肥料高騰の話も、これ以上の要望が厳しいのではないだろうかということと言われて帰ってきたんですけど、農業委員会としては、この水田活用の交付金の変更によって混乱するだろうなと思っていますので、これからも引き続き要望を伝えていきたいと思っています。29日に北海道を出たときには秋の終わりくらいだったんですけど、2日に帰ってきたらいきなり冬になっていて、ちょっと体調が悪くなったかとも思いました。それからずっと雪が降り続いていてなかなかやむ日がなく、ふつうの冬に戻ってきたのかなと思います。組勘精査もそろそろ終わってきて、反省するところは反省して来年の営農計画に向かって進んでいただきたいと思えます。昨日はちょうど冬至でしたので、これから少しずつ明るくなってきますので、春に向かって努力していきたいなと思っています。今日はよろしく願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。7番 宮武委員、8番 荒井優委員を指名します。

菊入会長

次に日程第2、諸般報告（1）農業行政報告に入ります。  
本日は本年における深川市農産物の生育状況について、空知農業改良普及センター北空知支所長 田川様より報告をいただきます。

田川支所長

（資料等に基づき説明）

菊入会長

田川支所長様におかれましては、次の公務が控えておりますので退席されます。大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。

（田川支所長退席）

菊入会長

次に（2）農業委員会業務報告を局長から報告願います。

宮谷局長

11月28日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりでございます。以上でございます。

菊入会長	次に、日程第3、委員会報告に入ります。
	(1) 農地特別委員会開催結果報告を大川委員長から報告願います。
大川委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑等ございませんか。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なし、ということですので農地特別委員会開催結果報告を承認します。
菊入会長	(2) 農政特別委員会開催結果報告を安村委員長から報告願います。
安村委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑等ございませんか。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なし、ということですので農政特別委員会開催結果報告を承認します。
菊入会長	(3) 農民特別委員会開催結果報告を鈴木委員長から報告願います。
鈴木委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑等ございませんか。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なし、ということですので農民特別委員会開催結果報告を承認します。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。はじめに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。
後藤次長	ご説明いたします。農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は29件で、番号1番から19番及び28番、29番が売買に係るあっせん申し出、番号20番から27番が賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から27番が令和4年12月1日、番号28番、29番が令和4年12月7日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はございませんか。
	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
成田主事補	ご説明いたします。農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いた

	<p>します。今月は2件で新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということで報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第5、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
後藤次長	<p>ご説明いたします。記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は6件で、番号1番、2番は、借主の経営合理化のための解約、番号3番は、貸主が売買するための解約、番号4番から6番は、借主の経営移譲による解約です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
成田主事補	<p>ご説明いたします。記載の方々より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は8件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲渡人・譲受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、譲渡人が所有する農地を経営主である息子に贈与する、世帯内での権利移転の申請になります。番号2番及び3番は、後継者へ経営移譲するため使用貸借するもので、期間は10年間となっております。番号4番、5番、6番は、空知総合振興局より、埋設した用水管路部分に設定した地上を、譲受人である多度志土地改良区及び深川土地改良区へそれぞれ譲与するものです。なお、この申請につきましては耕作者から同意書をいただいております、耕作には支障のないものです。番号7番及び8番は、個人経営から転換して農地所有適格法人を新規設立したことに伴い、法人構成員から農地を使用貸借するもので、期間はいずれも20年となっております。なお、農地所有適格法人の新規設立による農地特別委員会での審議については、個人経営から法人経営へ転換するために法人を設立する場合で、かつ、農地所有適格法人の要件を満たす場合は農地特別委員会の審議の対象外となっております。今回の法人が、農地所有適格法人の要件を満たすことは事務局にて確認済みでございます。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>

菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。
成田主事補	ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、所有権移転に係るあっせん申出があったもののうち、同法16条第1項による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。今月は2件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この2件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。
後藤次長	ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る 農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は81件で、番号1番から33番までが売買の案件、34番から81番までが賃貸借の案件です。番号1番および4番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、資金対応は、番号1番がL資金で、番号4番が自己資金です。番号2番、3番は、出し手が老齢により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は、番号2番、3番ともに自己資金です。番号5番は、貸付地をそのまま借主に処分するとともに、貸主が経営縮小のため、経営拡大を図る借主に耕作地の一部を売買するもので、資金対応は、自己資金です。番号6番、9番、10番は、出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は、番号6番がJA資金で、番号9番、10番がL資金です。番号7番は、出し手の残地を受け手に売買するもので、資金対応は、自己資金です。番号8番は、貸付地及び出し手の残地を、借主に処分するもので、資金対応はL資金です。番号11番及び13番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号11番がL資金で番号13番が自己資金です。番号12番は、出し手が離れ地を処分し、経営合理化を図るため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号14番、15番は、出し手が耕作不能のため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は自己資金です。番号16番から18番は、出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は、番号16番が自己資金で、番号17番、18番がL資金です。番

号19番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号20番、21番、23番、24番は、出し手が労働力不足により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は、番号20番、21番がL資金で、番号23番、24番が自己資金です。番号22番、27番、28番は、出し手が離れ地を処分し、経営合理化を図るため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は、番号22番が自己資金、番号27番がL資金、番号28番がJA資金です。番号25番、26番は、出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は、番号25番が自己資金で、番号26番がL資金です。番号29番から33番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買入れです。出し手の理由としては、番号29番、31番が、出し手が老齢により経営縮小するため、番号30番、32番が、合意解約により返還された農地を処分するため、番号33番が、出し手が耕作不能のためです。これら買入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号34番以降は、賃貸借の案件です。番号34番及び35番は、出し手が老齢により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも5年間です。番号36番は、出し手の労働力不足による経営縮小のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号37番は、出し手が経営合理化を図るため、離れ地を経営拡大を図る近隣の受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号38番、40番、41番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は、番号38番、40番が5年間、番号41番が3年間です。番号39番は、出し手が老齢による経営移譲のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。番号42番から81番は全て再設定の案件となっております。このうち番号54番は、再設定と併せて出し手の残地の貸し付けも行うものです。これら再設定の賃貸借期間等については議案に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。

説明は以上です。

菊入会長

説明がありましたが、ここで本議案中の番号7番で山崎委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。

(「なし」という声あり)

菊入会長

ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

菊入会長

それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。

菊入会長

次に、議案第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局から説明願います。

成田主事補

ご説明いたします。記載の法人より、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたので、ご審議をお願いします。報告のありました法人数は6件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら6法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」「事業要件」「構成員要件」「業務執行役員要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。

説明は以上です。

菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第5号は原案のとおり決定します。
菊入会長	以上で、議事は全て終わりましたので、第9回深川市農業委員会総会を終了します。  (総会終了 16時06分)